

鎌倉市選挙管理委員会
鎌選管第13号

令和8年(2026年)4月6日

鎌倉市議会議員
中澤 克之 様

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 奥津 淑子



文書による質問への回答について

令和8年(2026年)3月24日付でご依頼のありました件につきまして、別紙のとおり、ご回答致します。

事務担当は、鎌倉市選挙管理委員会事務局

内線：2471



議会受付番号	文書質問第 25 号
質問者	重黒木優平 議員
答弁する者	選挙管理委員会委員長及び事務局長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 25 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

- (1) 日本語以外（ハングル、アルファベット、その他外国語等）で候補者名が記載された場合の有効・無効の判断基準について伺う。
- (2) 判断に際して参照している国・県からの通知や内部マニュアルの有無とその概要について伺う。
- (3) 過去に当該判断となった事例の有無について伺う。

2 質問の理由

投票の有効・無効の判断は、選挙の公正性および信頼性に直結する重要な事項である。公職選挙法においては投票用紙の記載言語に関する明確な規定が確認されていない中、候補者氏名の判読可能性を基準として判断がなされているとの解釈も見受けられる。

また、近年、外国語による記載の取扱いについて様々な情報が発信されており、市民の関心も高まっている。こうした状況を踏まえ、鎌倉市における具体的な判断基準および運用の実態を確認することは、市民の理解促進と選挙制度への信頼確保の観点から重要であると考え、本件について確認のために提出する。

3 答弁を求める者

選挙管理委員会委員長

4 答弁

- (1) 投票の効力の判定について、公職選挙法第 67 条に基づき、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が、個々の投票ごとに、それぞれについての具体的な事情を十分考慮したうえで、それぞれにもっとも適切と認められる判断を行い、決定します。

公職選挙法第 68 条に該当する票については、無効票と判断することになります。

日本語以外（ハングル、アルファベット、その他外国語等）で候補者名が記載された票に関しては、何を書いているかが明らかでない確認し難い投票として、無効票となる可能性があります。

- (2) 判断に際しては、「投票の効力一覧」及び一般財団法人地方財務協会が発行する「投・開票事務ノート」を使用しています。

「投票の効力一覧」は、事前に想定し得る記載を列挙し、有効及び無効に分類した表で、選挙ごとに各選挙管理委員会が作成しています。

- (3) 本市において、現状把握する限りでは、当該事例はありません。